

= 目 次 =

1. 重大事故情報 = 10件 (2月27日～3月5日分)
  - (1) 乗合バスの車内事故
  - (2) 貸切バスの車両火災
  - (3) 乗合バスの車内事故
  - (4) タクシー運転者の救護義務違反等の疑い逮捕
  - (5) タクシー運転者の救護義務違反等の疑い逮捕
  - (6) タクシーと路面電車の衝突事故
  - (7) タクシー運転者の救護義務違反等の疑い逮捕
  - (8) トラック運転者の救護義務違反等の疑い逮捕
  - (9) トラック運転者の救護義務違反等の疑い逮捕
  - (10) トラックの車輪脱落事故

【1. 重大事故情報 = 10件 (2月27日～3月5日分)

(1) 乗合バスの車内事故

3月3日午前9時45分頃、新潟県で、乗合バスがバス停にて乗降扱い後発車したところ、追越車線から乗用車が当該バスの前方に割り込んできたため、ブレーキをかけ避けようとしたが間に合わず接触した。この事故で、当該バスの車内で立っていた乗客(女性：76才)1名が転倒し、左足大腿骨転子下骨折の重傷を負った。

(2) 貸切バスの車両火災

3月3日午前4時15分頃、愛媛県で、貸切バスが営業所から出発地に向け空車にて運行中、当該バスの左後部より音がしたため当該バスを停車させ当該運転者が確認したところ、当該バスの左後輪内側タイヤがパンクしていた。当該バス運転者が営業所に連絡をしていたところ、当該タイヤ付近より煙りが上がり、炎が発生したため、消火器にて消火作業をしたが消し止められず、タイヤが燃え出し右後輪側にも延焼したため消防に連絡し、到着した消防車にて消火作業が行われ鎮火した。この事故により、当該バスの左右後輪付近の車体等が焼損した。この事故によるケガ人はなかった。

(3) 乗合バスの車内事故

3月4日午前10時36分頃、神奈川県で、乗合バスが乗客29名を乗せ発車した際、脇道から乗用車が当該バスの前に飛び出してきたため、急ブレーキをかけ避けようとしたところ、当該バスの車内にて立っていた乗客(女性：36才)が転倒した。この事故で、転倒した乗客が右大腿骨内頸骨折及び右膝骨折の重傷を負った。当該バスに乗車していた他の乗客にケガはなかった。

(4) タクシー運転者の救護義務違反等の疑い逮捕

～運転者に対して、ひき逃げは許される行為ではないことの徹底を！～

2月22日午前1時半頃、大阪府で営業運転中、路上で寝ていたとみられる男性をタクシーで轢過し、そのまま逃走した。この事故で、当該男性は死亡した。その後の警察の調べで、3月2日に自動車運転過失致死と道路交通法違反(救護義務違反)の疑いで、タクシー運転者を逮捕した。

(5) タクシー運転者の救護義務違反等の疑い逮捕

～運転者に対して、ひき逃げは許される行為ではないことの徹底を！～

2月28日午前2時30分頃、大阪府で、タクシーが空車にて運行中、自転車に乗っていた女性を撥ね、約600メートル引きずり、当該女性に骨盤骨折などの重傷を負わせた。当該タクシー運転者は、負傷者の救護措置をすることなく現場から立ち去り、警察のその後の調べにより、同日(28日)当該運転者が自動車運転過失傷害及び道路交通法違反(救護義務違反)の疑いで逮捕された。当該タクシー運転者は、「以前にも事故を起こしており、次に事故を起こしたらクビになると思った。」などと供述しているとのこと。

(6) タクシーと路面電車の衝突事故

～運転者に対して、道路標識等により車両を停止するときは軌道敷内で停止してはいけないことの徹底を！～

3月1日午後2時30分頃、長崎県で、タクシーが空車にて運行中、交差点に差しかかり赤信号であったため停車したところ、停車していたところが軌道内であったため右側より走行してきた路面電車と衝突した。この事故によるケガ人はなかった。

(7) タクシー運転者の救護義務違反等の疑い逮捕

～運転者に対して、ひき逃げは許される行為ではないことの徹底を！～

3月4日午前3時17分頃、愛知県で、タクシーが交差点にて横断歩道を渡っていた男女2人を撥ね、うち女性が大腿部骨折の大けがをさせ、もう1名の男性にも足に軽傷を負わせた。当該タクシー運転者は、負傷者の救護措置をすることなく現場から立ち去ったが、会社の説得により現場に戻り犯行を認めため、捜査中の警察に道路交通法違反(救護義務違反)などの疑いで逮捕された。当該タクシー運転者は、「気が動転して逃げてしまった。」と供述しているとのこと。

(8)トラック運転者の救護義務違反等の疑い逮捕

～運転者に対して、ひき逃げは許される行為ではないことの徹底を！～

2月27日午後0時30分頃、京都府で、トラックが交差点を左折する際に、自転車で横断歩道を渡っていた歩行者と撥ね、そのまま逃走した。この事故で

撥ねられた歩行者は右足に軽傷を負った。警察のその後の調べにより、同日(27日)、当該運転者が自動車運転過失傷害及び道路交通法違反(救護義務違反)の疑いで逮捕された。

(9)トラック運転者の救護義務違反等の疑い逮捕

～運転者に対して、ひき逃げは許される行為ではないことの徹底を！～

3月1日午前3時50分頃、香川県で、トラックが歩行者の男性を撥ね、当該歩行者に重傷を負わせた。当該トラック運転者は、負傷者の救護措置をすることなく現場から立ち去り、警察のその後の調べにより、トラック運転者が、2日に自動車運転過失傷害及び道路交通法違反(救護義務違反)の疑いで逮捕された。当該トラック運転者は、「人を撥ねて怖くなったので逃げた。」と供述しているとのこと。

(10)トラックの車輪脱落事故

～日常点検整備及び定期点検整備等の実施の徹底を！～

3月3日午前10時50分頃、青森県で、大型トラックが運行中、当該トラックの後輪2軸の左前側のタイヤ2本が外れ、このうち1本が中央分離帯を越え対向車線を走行してきた軽乗用車に衝突し、更に、近くに停車中のトラックに衝突、また、もう1本のタイヤも、道路沿いの中古車販売店の軽自動車に衝突した。この事故で、タイヤが衝突した軽乗用車を運転していた女性が胸部打撲などの軽傷を負った。事故の原因等詳細については、現在、調査中であるが、事故後、当該大型トラックを確認したところ、タイヤを取り付けているボルト8本すべてが折れており、うち3本のボルトの折損部分が腐食していたとのこと。

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

\*このメルマガについてのご意見は、<jiko-antai@mlit.go.jp>まで  
お寄せください。

よくある質問

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> )

自動車交通局ホームページ

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> )